



令和7年 10月9日(木)
(2025年) 10月9日(木)
No. 16482 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆世界の訴訟差止命令(ASI)

第3回 ドイツ..... (1)

☆オンライン知的財産セミナー(化学・バイオ分野の進歩性判断のポイント) (11)

☆オンライン知的財産セミナー(漏れの無い権利を取得するテクニック) (12)

世界の訴訟差止命令(ASI)

第3回 ドイツ

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令(英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」

への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を申請したり、既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」(Anti-Enforcement Injunction, AEI)を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許(英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は

21世紀は知力・英知の時代

弁理士法人 英知国際特許商標事務所

所長弁理士 岩崎 孝治	副所長弁理士 郡山 順	商標部長弁理士 岩崎 良子	技術部長弁理士 柴田 和雄
国際部長弁理士 田口 滋子	弁理士 氏原 康宏	弁理士 伊藤 昌哉	弁理士 鈴木 康裕
弁理士 紀田 馨	弁理士 小林 徹	管理部長 菅野 公則	意匠顧問弁理士 永芳 太郎

[東京本部] 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13 TEL 03-3946-0531 FAX 03-3946-4340

[六本木サテライト] 〒106-0032 東京都港区六本木 2-2-2-601 TEL 03-6206-6479 FAX 03-6206-6480
(商標部門)

[北海道・仙台・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部]

<https://www.eichi-patent.jp>